

区長報告第十五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

平成二十五年三月十五日議決を得た工事請負契約（港区立麻布保育園等改築工事）の契約金額「六億五千六百二十五万円」を「六億六千九十三万六千七百四十円」に変更する。